

学校法人嘉数女子学園沖縄女子短期大学学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 沖縄女子短期大学は、教育基本法及び学校教育法により、高等学校における教育の基礎の上に専門職業教育を行い、民主的・社会における有為な人材を育成することを目的とする。

第2章 学科、学生定員、修業年限及び在学年限

(学科及び学生定員)

第2条 本学に、総合ビジネス学科及び児童教育学科を置く。

2 第1項の入学定員、収容定員は、次のとおりとする。

総合ビジネス学科 入学定員 60人 (収容定員 120人)

児童教育学科 入学定員 190人 (収容定員 380人)

(教育研究上の目的)

第3条 本学の設置する総合ビジネス学科、児童教育学科における人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的については、次のとおり定める。

2 総合ビジネス学科においては、次を目的とする。

- (1) 建学の精神を柱に、社会生活を営む上で必要な基礎学力と社会人基礎力を身につけた人材を育成する。
- (2) ビジネスに関する専門知識・技術を兼ね備えた人として、地域社会に貢献しながら、おかれた環境の中で輝ける人材を育成する。

3 児童教育学科においては、次を目的とする。

- (1) 自他を尊重し、協働して地域創生の営みに寄与する気概を持つ人を養成する
- (2) 保育者・教育者としての豊かな専門性を身につけ、主体的に探求し続ける意欲を持つ人を養成する。

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は2年とする。

2 在学年限は、前項の修業年限の2倍を超えることはできない。

3 前項の規定にかかわらず再入学、転入学を許可された学生は、入学後の在学すべき年数の2倍を超えて在学することができない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期及び休業日)

第6条 学年を次の2期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで。
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで。

2 休業日は、次のとおりとする。ただし、必要に応じ、学長は休業日を臨時に変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 慰靈の日 6月23日
- (4) 学園創立記念日 3月30日
- (5) 春期休業日 3月1日から3月31日まで。
- (6) 夏期休業日 8月1日から9月30日まで。
- (7) 冬期休業日 12月25日から1月5日まで。

3 休業中でも特に必要な場合は、授業をすることがある。

第4章 職員組織・教授会

(職員組織)

第7条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他の職員を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(教授会)

第8条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長、教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

3 学長は、教授会を招集し、その議長となる。学長に事故があるときは、学長の指名する教員がこれを代行する。

(教授会の意見聴取)

第9条 学長は、次に掲げる事項について教授会の意見を聴いて最終決定するものとする。

- (1) 学生の入学・卒業・除籍及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 教育課程の編成に関する事項
 - (4) 教員の人事に関する事項
 - (5) 教員の研究業績に関する事項
 - (6) その他、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長自らが定める事項
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議すること及び学長の求めに応じて意見を述べることができる。
- 3 学生に対する懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は学長が別に定める。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第10条 授業科目は、共通科目及び専門教育科目に分ける。

2 授業科目及び単位数等は別表1のとおりとする。

3 その他、授業科目に関して必要な事項は別に定める。

(授業の方法)

第10条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(教職課程等の授業科目)

第11条 前条に定めるもののほか、教育職員免許法施行規則に定める教職に関する専門教育科目及び児童福祉法施行規則に定める保育士資格に関する専門教育科目を置く。

2 授業科目の種類及び単位数等は、それぞれ別表2の1、別表2の2及び別表2の3のとおりとする。

(履修登録)

第12条 学生は、毎学年度の当初に、当該学年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、単位を修得することはできない。

(授業期間)

第13条 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第14条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成する事を標準とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(3) 講義、演習、実験、実習及び実技のうち2以上の方法の併用により行う授業科目については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して定めた時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定に関わらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の効果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修などを考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第15条 授業科目を履修した者には、試験及び出席状況、その他によって認定の上、単位を与える。ただし、前条第2項の授業科目については、本学の定める適切な方法により、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第 16 条 本学は、教育上有益と認めた場合には、他の短期大学又は大学との協議に基づいて、学生が他の短期大学又は大学の授業科目を履修することができる。

2 他の短期大学又は大学において履修し修得した単位については、30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合にも準用する。この場合においては、本学が認定できる単位数は、前項及び第 17 条第 2 項の単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修等)

第 17 条 本学は、教育上有益と認めたときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 18 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の短期大学又は大学における授業科目の履修により修得したものは、本学の履修科目とみなして認定することができる。

2 前項により認定できる単位数は、転学等の場合を除き、30 単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 19 条 学生が職業を有している等の事情により、第 4 条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

第 6 章 入学、再入学、転入学、休学、復学、転学科、退学、除籍

(入学の時期)

第 20 条 入学時期は、毎年 4 月とする。

(入学の資格)

第 21 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準

を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の志願手続き)

第22条 入学志願者は、本学所定の入学願書に入学検定料及び次の各号に掲げる書類を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 前条に該当することを証明する書類又は修了見込みを証明する書類
- (2) 出身高等學校長若しくはこれに類する者の作成した調査書
- (3) 高等学校を卒業した者で、正当な理由がある場合にはこの限りではない。

(入学者の選考)

第23条 入学志願者に対しては、選考の上、合格者を決定する。

2 入学選考の期日及び方法については、その都度これを定めて公示する。

(入学の許可)

第24条 入学は教授会の意見を聴いて学長がこれを許可する。

2 前条の入学志願者について、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び提出書類)

第25条 本学の選考に合格した者は、所定の期日までに連帯保証人連署の入学者誓約書兼保証書その他本学所定の書類に入学金を添えて提出しなければならない。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に対して入学を許可する。

3 学長は、正当な理由がなく、第1項に規定する手続をしない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

(連帯保証人)

第26条 連帯保証人は、入学者に関する一切の責任を連帯して負うことのできる者でなければならない。

2 本人もしくは連帯保証人の身分の変動又は住所や連絡先の変更等があった場合は、直ちに届け出なければならない。

(再入学・転入学)

第27条 退学した者が再入学を希望した場合は、学長はこれを許可することがある。

2 他の大学等から本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長が必要と認めた場合、教授会の意見を聴いて相当年次に入学を許可することができる。

(休学)

第28条 病気その他事故等の理由により、引き続き3か月以上修学できない者は、休学願いを提

出し、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 感染症その他により、他の者に迷惑を及ぼすと認められる者に対しては、学長は休学等を命ずることがある。
- 3 疾病その他の事故により休学しようとする者は、その理由を付して、保証人連署の上、学長に願い出なければならない。
- 4 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の事由があるときは、引き続き1年以内の休学を許可することがある。
- 5 休学期間は在学期間に算入しない。
- 6 休学期間は通算して2年を超えることはできない。
- 7 休学に関する細則は、別に定める。

(復学)

第29条 休学期間を満了した者又は休学期間前にその事由の消滅した者は、学長に願い出て許可された場合、復学することができる。

(転学科)

第30条 本学の学生で転学科を志願する者があるときは、学長は、学期の始めに相当年次に転学科を許可することができる。

(転学)

第31条 他の大学に入学又は転学を希望する者は、保証人連署の上、転学願いを提出し、学長の許可を得なければならない。

(退学)

第32条 退学しようとする者は、その理由を記した保証人連署の上、退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。一旦退学した者が、再入学を希望する場合も同様である。

- 2 病気その他の理由で修学の見込みがない場合、又は他の学生に迷惑を及ぼすと認めた場合には、学長は退学を命ずることがある。ただし、この場合は、その理由が止んだ時に本人の申し出があれば、学長が再入学を許可することができる。

(除籍・復籍)

第33条 次の各号に該当する者は、教授会の意見を聴いて、学長がこれを除籍する。

- (1) 在学年限を超えて、なお修学のできない者
 - (2) 第28条第4項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
 - (3) 休学期間満了後、督促してもなお所定の手続きをしない者
 - (4) 第46条に定められた金額の納付を怠り、督促してもなお納入しない者
- 2 次の各号に該当する者は、学長が必要と認める場合、教授会の意見を聴いて、復籍することができる。
 - (1) 除籍された者が復籍を希望する場合は、学長が復籍を認めることができる。
 - (2) 復籍を許可された者の納入金は、再入学の場合に準じる。

(その他)

第34条 入学、再入学、転入学、休学、復学、転学科、退学に関して必要な事項は別に定める。

第7章 成績考査及び卒業

(成績考査)

- 第35条 各教科の履修成績は、毎学期末、担当教員がこれを評価する。
- 2 評価は試験成績を主とし、出席状況、平常の学習状況又はレポート、論文等を加味して定める。
 - 3 成績評価に関する細則は、別に定める。
 - 4 評価の結果は、秀、優、良、可、不可とし、不可の場合は履修したものと認めない。

(卒業・教育職員免許・諸資格)

- 第36条 本学に2年又は第19条により定める期間以上在学し、次の各号に掲げる単位を取得した者については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。
- (1)学則第10条第2項の別表1で規定する共通科目を16単位以上履修していること。
 - (2)総合ビジネス学科においては、学則第10条第2項の別表1で規定する専門教育科目を48単位以上履修していること。
 - (3)児童教育学科においては、学則第10条第2項の別表1で規定する専門教育科目を46単位以上履修していること。

卒業単位

共 通 科 目	16 単位以上
専 門 教 育 科 目	
総合ビジネス学科	48 単位以上
児 童 教 育 学 科	46 単位以上

- 2 本学において教育職員免許状を得ようとする者は、前項に規定する卒業要件を充足し、かつ学則第11条第2項の別表2の1及び別表2の2で規定する教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。
- 3 保育士資格を得ようとする者は、第1項に規定する卒業要件を充足し、かつ、学則第11条第2項の別表2の3で規定する厚生労働大臣が指定した授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 4 児童厚生二級指導員資格を得ようとする者は、第1項に規定する卒業要件を充足し、かつ、厚生労働大臣及び(財)児童健全育成推進財団が指定した授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 5 秘書士、ビジネス実務士、観光実務士の資格を得ようとする者は、第1項に規定する卒業要件を充足し、かつ、全国大学実務教育協会が指定した授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 6 医療管理秘書士の受験資格を得ようとする者は、第1項に規定する卒業要件を充足し、かつ、一般社団法人医療教育協会が指定した授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 7 ピアヘルパー受験資格を得ようとする者は、第1項に規定する卒業要件を充足し、かつ、日本教育カウンセラー協会が指定した授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 8 認定絵本士資格を得ようとする者は、第1項に規定する卒業要件を充足し、国立青少年教育振興機構の定める授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 9 CDASTUDENT資格を得ようとする者は、第1項に規定する卒業要件を充足し、かつ、NPO法人日本キャリア開発協会が指定した授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 10 各学科で修得できる免許状及び諸資格は以下のとおりである。

学 科 名	修得できる教育職員免許状及び諸資格
総合ビジネス学科	①秘書士 ②ビジネス実務士 ③観光実務士 ④医療管理秘書士受験資格
児童教育学科	①幼稚園教諭二種免許状 ②小学校教諭二種免許状 ③保育士 ④児童厚生二級指導員 ⑤ピアヘルパー受験資格 ⑥認定絵本士 ⑦CDASTUDENT

(学 位)

第37条 前条第1項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより、短期大学士の学位を授与する。

第8章 特 別 学 生

(委託学生)

第38条 公共団体又はこれに準ずる機関から、本学の特別科目について修学を委託された者がある時は、学長が必要と認める場合、教授会の意見を聴いて、委託学生として入学を許可する。

(科目等履修生)

第39条 本学の正規課程以外の者で、一科目又は複数の授業科目の履修を希望する者（以下「科目等履修生」という。）がある時は、選考の上、学長がこれを許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第15条を準用する。

3 科目等履修生に関する細則は、別に定める。

(特別聴講学生)

第40条 他の短期大学、大学との学術交流又はその他の協議に基づき、他の短期大学又は大学の学生が本学の授業科目の一部について履修を志願するときは、学長が認める場合、教授会の意見を聴いて、特別聴講学生として履修を許可することができる。

2 特別聴講生が履修できる卒業要件となる単位数は、15単位を超えないものとする。

3 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

(留学生)

第41条 第21条の入学資格を有しない外国人に対して、本県所在の外国公館の推薦がある者は、学長が認める場合、教授会の意見を聴いて留学生としてこれを許可する。

(研究生)

第42条 本学を卒業した者、又は、これと同等以上の資格を有する者で、特に本学で研究を希望する者がある場合は、教授会において選考の上、研究生として入学を許可する。

2 研究生は、指導教員を選び、一定の時期に研究の成果を報告しなければならない。

3 研究成果の報告を怠り、あるいは、実があがらない場合は除籍する。

4 研究生に関する細則は、別に定める。

第9章 賞 罰

(奨学制度)

第43条 奨学のため本学に奨学制度を設ける。

奨学に関する規程は別に定める。

(褒章)

第44条 本学在学生で、学業優秀、品行方正、皆出席その他学生の模範となる者に対して、これを褒賞することがある。

(懲戒)

- 第 45 条 本学の学生で学則に違反し、又は本学園の秩序を乱し、若しくは学生の本分に反する行為がある場合、学長が懲戒する。
- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の 1 に該当する者に対して行う。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な理由がなく、出席状況が悪い者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 学生の懲戒に関する手続については、学長が別に定める。

第 10 章 納 入 金

(学費)

- 第 46 条 学生は、次に掲げる納入金を所定の期日までに納入しなければならない。

(総合ビジネス学科、児童教育学科)

科 目	金額(円)	前 期	後 期
入学検定料	30,000	——	——
入 学 金	130,000	入学時のみ	——
授 業 料	630,000	315,000	315,000
施設整備費	185,000	92,500	92,500

- ※ 1. 前期の納入期限は 3 月 5 日まで。
2. 後期の納入期限は 9 月 5 日まで。
- 2 第 19 条の規定により長期にわたり教育課程の履修を認められた者に係る授業料の額については、別に定める。
- 3 その他の費用を徴収する必要がある場合は、理事会の決議を得て学長がこれを告 示する。
- 4 私費外国人留学生に対し、年額授業料の 30% の額を減免し、授業料の徴収については、前期・後期の納付額から、それぞれ 30% を減額した額を徴収する。私費外国人留学生授業料減免に関する規程については、別に定める。

(納入金の返還)

- 第 47 条 既に納めた授業料その他の学費は、事情の如何にかかわらずこれを返還しない。ただし、学費を納入し、入学手続きを完了した者が、所定の期日までに入学辞退を申し出た場合は、入学金を除く諸学費を返還することがある。

- 2 学費を納入した者が、学期開始前又は履修登録期間最終日までに休学した場合には、納入された金額から在籍料を控除した額を返還する。
- 3 学費を納入した者が、履修登録期間終了後に休学した場合には、納入金は返還せず、在籍料を免除する。

(納付期限)

- 第 48 条 諸費(授業料、施設設備費等) 納入期限は、学園より告示される時はこれを優先する。

第11章 公開講座

(公開講座)

第49条 学生及び社会人の知識と教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する規程は、別に定める。

第12章 研究施設

(研究施設)

第50条 本学に図書館及び教育実践研究支援センターを置く。

2 研究施設に関する規程は、別に定める。

(改廃)

第51条 学則の改廃は、学長が教授会の意見を聴いて理事会で行う。

附 則

この学則は、平成4年5月19日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成15年6月12日から施行し、改正規定については、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 児童教育科第一部及び児童教育科第二部は平成21年4月1日から募集停止する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。ただし、平成 26 年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

[学則改正の沿革]

- | | | |
|---------------------|---------------------|-----------------------|
| 1. 昭和 41 年 4 月 1 日 | 2. 昭和 42 年 2 月 23 日 | 3. 昭和 43 年 4 月 1 日 |
| 4. 昭和 44 年 4 月 1 日 | 5. 昭和 45 年 4 月 1 日 | 6. 昭和 47 年 4 月 5 日 |
| 7. 昭和 48 年 3 月 8 日 | 8. 昭和 49 年 4 月 1 日 | 9. 昭和 50 年 4 月 1 日 |
| 10. 昭和 53 年 4 月 1 日 | 11. 昭和 55 年 4 月 1 日 | 12. 昭和 57 年 4 月 1 日 |
| 13. 昭和 58 年 4 月 1 日 | 14. 昭和 60 年 4 月 1 日 | 15. 昭和 61 年 4 月 1 日 |
| 16. 昭和 62 年 4 月 1 日 | 17. 平成 元年 4 月 1 日 | 18. 平成 2 年 4 月 1 日 |
| 19. 平成 3 年 4 月 1 日 | 20. 平成 4 年 4 月 1 日 | 21. 平成 4 年 5 月 19 日 |
| 22. 平成 5 年 4 月 1 日 | 23. 平成 6 年 4 月 1 日 | 24. 平成 6 年 7 月 1 日 |
| 25. 平成 7 年 4 月 1 日 | 26. 平成 8 年 4 月 1 日 | 27. 平成 9 年 4 月 1 日 |
| 28. 平成 10 年 4 月 1 日 | 29. 平成 11 年 4 月 1 日 | 30. 平成 11 年 12 月 16 日 |
| 31. 平成 13 年 4 月 1 日 | 32. 平成 14 年 4 月 1 日 | 33. 平成 15 年 6 月 12 日 |
| 34. 平成 17 年 4 月 1 日 | 35. 平成 18 年 1 月 1 日 | 36. 平成 19 年 4 月 1 日 |
| 37. 平成 21 年 4 月 1 日 | 38. 平成 22 年 4 月 1 日 | 39. 平成 23 年 4 月 1 日 |
| 40. 平成 24 年 4 月 1 日 | 41. 平成 25 年 4 月 1 日 | 42. 平成 26 年 4 月 1 日 |
| 43. 平成 27 年 4 月 1 日 | 44. 平成 28 年 4 月 1 日 | 45. 平成 29 年 4 月 1 日 |
| 46. 平成 30 年 4 月 1 日 | 47. 平成 31 年 4 月 1 日 | 48. 令和 2 年 4 月 1 日 |
| 49. 令和 3 年 4 月 1 日 | 50. 令和 4 年 4 月 1 日 | 51. 令和 5 年 4 月 1 日 |
| 52. 令和 6 年 4 月 1 日 | 53. 令和 7 年 4 月 1 日 | |

別表1（学則第10条第2項）

共通科目

区分	群	授業科目	単位	授業形態	ナンバーリング	備考
共通科目	社会科目群	日本国憲法	2	講義	CA006	
		社会とジェンダー	2	講義	CA031	
		女性と法律	2	講義	CA011	
		人間と歴史	2	講義	CA003	
		社会と心理	2	講義	CA004	
		地域特別講義	2	講義・演習	CA031	
	生活科目群	人と文学	2	講義	CA001	
		経済と生活	2	講義	CA005	
		生活と芸術	2	講義	CA015	
	自然科目群	環境と防災	2	講義	CA032	
		数理データサイエンス	2	講義	CA033	
	科目情報群	社会と情報	2	講義	CA016	
		情報機器操作	2	演習	CA023	
		デジタルアーカイブ	2	演習	CA018	
	科目リア群	キャリアサポート	2	講義	CA002	
		教養演習	2	演習	CA024	
		茶道とマナー	2	講義・演習	CA017	
		学びの基礎演習	1	演習	CA035	
	科目土群	沖縄と文化	2	講義	CA012	
		沖縄の歴史と文化	2	講義	CA013	
		沖縄の方言	2	講義	CA014	
	国際科目群	異文化理解	2	講義	CA019	
		海外研修事前学習	1	講義	CA020	
		海外研修	1	実習	CA021	
		外国語コミュニケーション	2	演習	CA025	
		国内研修	1	実習	CA034	
	科目健康群	生活と健康	2	講義	CA009	
		健康と運動の科学	1	講義	CA026	
		健康・運動実技	1	実技	CA027	
	科目日本語群	日本語学研究Ⅰ	2	講義	CA028	
		日本語学研究Ⅱ	2	講義	CA029	
		書写書道の基礎	2	演習	CA030	
	科目外國語群	英語Ⅰ	2	演習	CB001	1か国につき4単位以上
		英語Ⅱ	2	演習	CB002	
		中国語Ⅰ	2	演習	CB003	※中国語圏学生は除く
		中国語Ⅱ	2	演習	CB004	"
		日本語Ⅰ	2	演習	CB005	※外国人留学生に限る
		日本語Ⅱ	2	演習	CB006	"

※学期によっては開講しない場合もある。

別表1（学則第10条第2項）

総合ビジネス学科専門教育科目

区分	授業科目	単位数	授業形態	ナンバリング	備考
専門教育科目	経営学	2	講義	BC001	20 単位
	経済原論	2	講義	BC002	
	日本語表現I	1	講義	BC003	
	日本語表現II	1	講義	BC004	
	ビジネス心理学概論	2	講義	BC005	
	観光学概論	2	講義	BC006	
	フレッシュマンセミナーI	1	演習	BC007	
	フレッシュマンセミナーII	1	演習	BC008	
	企業法基礎	2	講義	BC009	
	簿記原理I	2	講義	BC010	
	茶道	1	実習	BC011	
	華道	1	実習	BC012	
	卒業研究ゼミナールI	1	演習	BC013	
	卒業研究ゼミナールII	1	演習	BC014	
目 選択必修科目	ストレスマネジメント概論	2	講義	BD001	5 単位以上
	特殊講義	2	講義	BD002	
	女性とキャリアデザイン	2	講義	BD003	
	秘書実務I	1	演習	BD004	
	ビジネス実務演習I	1	演習	BD005	
	ビジネスコンピューティングI	1	演習	BD006	
	ファイナンシャルプランニング	2	講義	BD007	
	基礎統計学	2	講義	BD008	
	PBL型プロジェクト演習	2	演習	BD009	

総合ビジネス学科専門教育科目（自由選択科目）

区分		授業科目	単位数	授業形態	ナンバーリング	備考		
専門教育科目 自由選択科目 ビジネス基本フィールド	秘書系	秘書学概論	2	講義	BE001	4 単位以上	合計で 16 単位 以上	
		ビジネス実務概論	2	講義	BE002			
		特殊演習	2	演習	BE003			
		秘書実務Ⅱ	1	演習	BE004			
		ビジネス実務演習Ⅱ	1	演習	BE005			
		ビジネスコンピューティングⅡ	1	演習	BE006			
		ビジネスコンピューティングⅢ	1	演習	BE007			
	生活・ビジネス系	民法Ⅰ	2	講義	BE008	4 単位以上		
		民法Ⅱ	2	講義	BE009			
		簿記原理Ⅱ	2	講義	BE010			
		コンピュータ会計	2	講義	BE011			
		マーケティング	2	講義	BE012			
	情報系	情報機器利用プレゼン演習	2	演習	BE013	4 単位以上		
		社会調査法	2	講義	BE014			
		社会調査法演習	2	演習	BE015			
		プレゼンテーション	2	講義	BE016			

総合ビジネス学科専門教育科目（選択科目）

区分		授業科目	単位数	授業形態	ナンバーリング	備考	
専門教育科目 選択科目	心理フィールド	人間関係の心理学	2	講義	BE018	心理フィールドまたは観光フィールドから4単位以上 合計で7単位以上	
		心理テスト法	2	講義	BE019		
		子育ての心理学	2	講義	BE020		
		広告と販売の心理	2	講義	BE021		
		色彩と心理	2	講義	BE022		
		消費者心理と悪質商法	2	講義	BE017		
	観光フィールド	沖縄観光とホスピタリティ	2	講義	BE023		
		沖縄観光入門	2	講義	BE024		
		沖縄の観光資源	2	講義	BE025		
		沖縄観光と経済	2	講義	BE026		
		沖縄観光フィールドワーク	2	講義	BE027		
		観光ビジネス実務総論	2	講義	BE028		
	キャリアアップ	キャリアアップ特殊講義Ⅰ	2	講義	BE029		
		キャリアアップ特殊講義Ⅱ	2	講義	BE030		
		キャリアアップ特殊講義Ⅲ	2	講義	BE031		
		コミュニケーション概論	1	講義	BE032		
医療事務資格取得 チヤレンジ科目		医療管理学概論	2	講義	BF001		
		公衆衛生学	2	講義	BF002		
		診療報酬請求制度	2	講義	BF003		
		診療報酬請求事務	2	講義	BF004		
		実習事前指導	2	演習	BF005		
		医療事務実習	1	実習	BF006		

別表1（学則第10条第2項）

児童教育学科専門教育科目

区分	授業科目	単位数	授業形態	ナンバリング	備考
専門教育科目	社会福祉	2	講義	EC001	
	保健育原原理理	2 2	講義 講義	ED004 ED003	1科目2単位以上を修得すること。
	保育者論論	2 2	講義 講義	ED002 ED001	1科目2単位以上を修得すること。
	発達心理學學	2 2	講義 講義	ED006 ED005	1科目2単位以上を修得すること。
	子どものと健康関係	2 2	講義 講義	EE098 EE099	
	子どもと人間環境	2 2	講義 講義	EE100 EE101	
	子どもと言葉	2 2	講義 講義	EE102 EE103	
	子どもと音楽	1 1	演習 演習	EE104 EE105	
	子どもと音楽	1 1	演習 演習	EE106 EE107	
	子どもと音楽	1 1	演習 演習	EE108 EE109	
選択科目	子どもと造形	1 1	演習 演習	EE110 EE047	
	子どもと体育	1 1	演習 演習	EE048 EE049	
	保育内容	1 1	演習 演習	EE050 EE051	
	保育内容	1 1	演習 演習	EE052 EE012	
	教科専門	2 2	講義 講義	EE013 EE014	
	教科専門	2 2	講義 講義	EE015 EE016	
	教科専門	2 2	講義 講義	EE017 EE018	
	教科専門	2 2	講義 講義	EE019 EE020	
	教材研究	2 2	講義 演習	EE087 EE021	
	教材研究	2 2	講義 演習	EE022 EE023	

別表1（学則第10条第2項）

区分	授業科目	単位数	授業形態	ナンバーリング	備考
専門教育科目 選択科目	教材研究究理科	2	演習	EE024	
	教材研究究生活	2	演習	EE025	
	教材研究究音楽	2	演習	EE026	
	教材研究究工場	2	演習	EE027	
	教材研究究図書	2	演習	EE028	
	教材研究究家庭	2	演習	EE029	
	教材研究究体育	2	演習	EE086	
	教材研究究英語	2	講義	EE001	
	教育制度	2	講義	EE094	
	特別の支援を必要とする子どもの理解と実際I	1	演習	EE002	
	教育課程総論	2	講義	EE008	
	学級経営	2	講義	EE005	
	育方法	2	講義	EE006	
	教育とICT活用	2	講義・演習	EE009	
	教育相談概要	2	講義	EE011	
	児童理解法	1	演習	EE003	
	道徳教育の指導法	2	講義	EE113	
	総合的な学習の時間の指導法	1	講義	EE004	
	特別活動の指導法	2	講義	EE007	
	生徒指導	2	講義	EE010	
	進路指導・キャリア教育	1	演習	EE030	
	教育実習指導	1	実習	EE031	
	教育実習	4	演習	EE034	
	保育・教職実践演習(保・幼・小)	2	演習	EE032	
	保育・教育インターンシップI	1	演習	EE033	
	保育・教育インターンシップII	1	演習	EE088	
	子ども家庭福祉	2	講義	EE097	
	子ども家庭支援論	2	講義	EE090	
	社会的養護I	2	講義	EE093	
	子ども家庭支援の心理学	2	演習	EE091	
	子どももの保健	2	講義	EE045	
	子どもの食と栄養	2	演習	EE053	
	乳児保健育	2	講義	EE054	
	乳児保健育	1	演習	EE092	
	子どもの健康と安全	1	演習	EE095	
	特別の支援を必要とする子どもの理解と実際II	1	演習	EE096	
	社会的養護II	1	演習	EE089	
	子育て支援	1	演習	EE065	
	保育所実習I	2	実習	EE066	
	施設実習I	2	実習	EE067	
	保育実習指導IA(保育所)	1	演習	EE068	
	保育実習指導IB(施設)	1	演習	EE072	
	ゼミナール	2	演習	EE084	
	児童文化財I	1	演習	EE085	
	児童文化財II	1	演習	EE076	
	保育所実習II	2	実習	EE077	
	施設実習II(児童館を含む)	2	実習	EE078	
	保育実習指導II(保育所)	1	演習		

別表1（学則第10条第2項）

区分	授業科目	単位数	授業形態	ナンバリング	備考
専門教育科目 選択科目	保育実習指導III（施設・児童館）	1	演習	EE079	
	心 理 学 概 論	2	講義	EE080	
	カウンセリング概論	2	講義	EE081	
	児童館・放課後児童クラブの機能と運営	2	講義	EE082	
	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法	2	講義	EE083	
	子どもと絵本A	2	講義・演習	EE084	
	子どもと絵本B	2	講義・演習	EE085	
	初等教育演習I	1	演習	EE086	
	初等教育演習II	1	演習	EE087	

卒業要件（児童教育学科）

本学に2年又は第19条により定める期間以上在学し、次の各号に掲げる単位を修得すること。

- (1) 共通科目については16単位以上履修していること。
- (2) 専門教育科目については必修科目（2単位）選択必修科目（6単位以上）を含めて46単位以上履修していること。

別表2の1（学則第11条第2項）

免許状・資格などの取得

1. 幼稚園教諭二種免許状の取得

本学は、学校教育法及び教育職員免許法施行規則に基づき、幼稚園教諭二種免許状を有する教職員を養成する短期大学である。幼稚園教諭二種免許状を得るためにには、短期大学士の学位を取得し、以下に指定する共通科目並びに専門科目を修得しなければならない。

(1) 基礎資格

短期大学士の学位を有すること。

(2) 共通科目での履修（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目）

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	本学の授業科目と単位数		必要な単位数 単位数	備考
		授業科目	単位数		
			必 選		
日本国憲法	2	日本国憲法	2	2	
体育	2	健康と運動の科学 健康・運動実技	1 1	2	
外国語コミュニケーション	2	外国語コミュニケーション	2	2	
数理、データ活用及びIT知能に関する科目または情報機器の操作	2	情報機器操作	2	2	

(3) 児童教育学科専門科目での履修

（教育職員免許法施行規則第3条に定める教科及び教職に関する科目（50単位以上））

免許法施行規則に定める科目区分等	本学の授業科目と単位数		必要な単位数 単位数	備考
	授業科目	単位数		
		必 選		
領域及び保育内容の指導法に関する科目				
領域に関する専門的事項	子どもと健康 子どもと人間関係 子どもと環境 子どもと言葉 子どもと音楽表現Ⅰ 子どもと音楽表現Ⅱ 子どもと音楽表現Ⅲ 子どもと造形表現Ⅰ 子どもと造形表現Ⅱ 子どもと造形表現Ⅲ 子どもと体育表現Ⅰ 子どもと体育表現Ⅱ 子どもと体育表現Ⅲ	2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	6	いずれか 上選択必 修
保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）	保育内容 総論 保育内容 健康 保育内容 人間関係 保育内容 環境 保育内容 言葉 保育内容 表現	1 1 1 1 1 1		

免許法施行規則に定める科目区分等	本学の授業科目と単位数			必要な単位数 備考	
	授業科目	単位数			
		必	選		
教育の基礎的理解に関する科目					
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	保育原理 教育原理	2 2	2	1科目2 単位選択必修	
教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	保育者論 教師論	2 2	2	1科目2 単位選択必修	
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育制度論	2	2		
幼児・児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	発達心理学 教育心理学	2 2	2	1科目2 単位選択必修	
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別の支援を必要とする子どもの理解と実際I	1	1		
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラムマネジメントを含む)	教育課程総論	2	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目					
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む)	教育方法論 教育とICT活用	2 2	2		
幼児理解の理論及び方法	幼児理解	1	1		
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識含む)の理解及び方法	教育相談概論	2	2		
教育実践に関する科目					
教育実習	教育実習指導 教育実習	1 4	1 4		
教職実践演習	保育・教職実践演習 (保・幼・小)	2	2		
大学が独自に設定する科目					
	保育・教育インターナシップI 保育・教育インターナシップII 社会福祉	1 1 2	2	2単位以上選択必修	

※別表2の1における「保育内容の指導法」に関する科目の単位のうち半数までは、別表2の2に基づく小学校教諭二種免許状の授与を受ける場合の「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）」または「特別活動の指導法」の単位をもってあてることができる。

※なお、免許状取得の要件を充たすことなく卒業した者については、科目等履修生として不足単位を履修し、教育職員免許状を取得することができる。

別表2の2（学則第11条第2項）

免許状・資格などの取得

1. 小学校教諭二種免許状の取得

本学は、学校教育法及び教育職員免許法施行規則に基づき、小学校教諭二種免許状を有する教職員を養成する短期大学である。小学校教諭二種免許状を取るためには、短期大学士の学位を取得し、以下の指定する共通科目並びに専門科目を修得しなければならない。

(1) 基礎資格

短期大学士の学位を有すること。

(2) 共通科目での履修（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目）

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	本学の授業科目と単位数			必要な単位数	備考		
		授業科目	単位数					
			必	選				
日本国憲法	2	日本国憲法	2		2			
体育	2	健康と運動の科学 健康・運動実技	1 1		2			
外国語コミュニケーション	2	外国語コミュニケーション	2		2			
数理、データ活用及びIT知能に関する科目または情報機器の操作	2	情報機器操作	2		2			

(3) 児童教育学科専門科目での履修

（教育職員免許法施行規則第2条に定める教科及び教職に関する科目（41単位以上））

免許法施行規則に定める科目区分等	本学の授業科目と単位数			必要な単位数	備考		
	授業科目	単位数					
		必	選				
教科及び教科の指導法に関する科目							
教科に関する専門的事項	教科専門 国語 教科専門 社会 教科専門 算数 教科専門 理科 教科専門 生活 教科専門 音楽 教科専門 図工 教科専門 家庭 教科専門 体育 教科専門 英語		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	いずれか1科目2単位以上選択必修	「教科に関する専門的事項」及び「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）」の選択科目から16単位以上選択必修		
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む）	教材研究 国語 教材研究 社会 教材研究 算数 教材研究 理科 教材研究 生活 教材研究 音楽 教材研究 図工 教材研究 家庭 教材研究 体育 教材研究 英語		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	6以上の教科の指導法（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法のうち2以上を含む。）について12単位以上選択必修	「教科に関する専門的事項」及び「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）」の選択科目から16単位以上選択必修		

免許法施行規則に定める科目区分等	本学の授業科目と単位数			必要な単位数 備考	
	授業科目	単位数			
		必	選		
教育の基礎的理 解に關する科目等					
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2		2	
教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む)	教師論	2		2	
教育に関する社会的、制度的、または経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む)	教育制度論 学級経営	2 2	2	1科目2単位選択必修	
幼児・児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	発達心理学 教育心理学	2 2	2	1科目2単位選択必修	
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別の支援を必要とする子どもとの理解と実際Ⅰ	1		1	
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラムマネジメントを含む)	教育課程総論	2		2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目					
道徳の理論及び指導法	道徳教育の指導法	2		2	
総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	1		1	
特別活動の指導法	特別活動の指導法	2		2	
教育の方法及び技術	教育方法論	2		2	
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	教育とICT活用	2		2	
生徒指導の理論及び方法	生徒指導	2		2	
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識含む)の理解及び方法	教育相談概論	2		2	
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導・キャリア教育	1		1	
教育実践に關する科目					
教育実習	教育実習指導 教育実習	1 4		5	
教職実践演習	保育・教職実践演習(保・幼・小)	2		2	
大学が独自に設定する科目					
	保育・教育インターンシップⅠ 保育・教育インターンシップⅡ 社会福祉	1 1 2	2	2単位以上選択必修	

※別表2の2における「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む)」に関する科目の単位のうち、生活の教科の指導法に関する科目の2単位まで、「特別活動の指導法」に関する科目の1単位までは、別表2の1に基づく幼稚園教諭二種免許状の授与を受ける場合の「保育内容の指導法」に関する科目の単位をもってあてることができる。

※なお、免許状取得の要件を充たすことなく卒業した者は、科目等履修生として不足単位を履修し、教育職員免許状を取得することができる。

別表2の3 (学則第11条第2項)

免許状・資格などの取得

1.保育士資格の取得

本学は、児童福祉法及び同法施行規則並びに厚生労働省告示・通達に基づき、保育士資格を養成する短期大学である。保育士資格を取得するためには、短期大学の学位を取得し、以下の指定する共通科目並びに専門教育科目を修得しなければならない。

(1) 基礎資格

短期大学士の学位を有すること。

(2) 厚生労働省告示による科目で、本学の定める共通科目及び児童教育学科専門科目を修得しなければならない。

告示による教科目				本学における教科の開設状況等				備考	
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数			
						必修	選択	計	
共通科目	外国語、体育以外の科目	不問	6以上	日本国憲法	講義	2	2	3科目 6単位以上を 選択必修	
				社会とジェンダー	講義	2	2		
				女性と法律	講義	2	2		
				人間と歴史	講義	2	2		
				社会と心理	講義	2	2		
				地域特別講義	講・演	2	2		
				人と文学	講義	2	2		
				経済と生活	講義	2	2		
				生活と芸術	講義	2	2		
				環境と防災	講義	2	2		
				数理データサイエンス	講義	2	2		
				社会と情報	講義	2	2		
				情報機器操作	演習	2	2		
				デジタルアーカイブ	演習	2	2		
				キャリアサポート	講義	2	2		
				教養演習	演習	2	2		
				茶道とマナー	講・演	2	2		
				学びの基礎演習	演習	1	1		
				沖縄と文化	講義	2	2		
				沖縄の歴史と文化	講義	2	2		
				沖縄の方言	講義	2	2		
				異文化理解	講義	2	2		
				海外研修事前学習	講義	1	1		
				海外研修	実習	1	1		
				国内研修	実習	1	1		
				外国語コミュニケーション	演習	2	2	1科目 2単位以上を 選択必修	
				生活と健康	講義	2	2		
				日本語学研究Ⅰ	講義	2	2		
				日本語学研究Ⅱ	講義	2	2		
				書写書道の基礎	実技	2	2		
				英語Ⅰ	演習	2	2		
共通科目	外国語	演習	2以上	英語Ⅱ	演習	2	2	1科目 2単位以上を 選択必修	
				中国語Ⅰ	演習	2	2		
				中国語Ⅱ	演習	2	2		
				日本語Ⅰ	演習	2	2		
				日本語Ⅱ	演習	2	2		
共通科目	体育	講義	1	健康と運動の科学	講義	1	1		
			1	健康・運動実技	実技	1	1		
合計		10単位以上				2	50	52	
				52単位(≥10単位)					

告示別表第1による教科目			本学における教科の開設状況等					備考
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数		
						必修	選択	計
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2	2	
	教育原理	講義	2	教育原理	講義	2	2	
	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	講義	2	2	
	社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2	2	
	子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2	2	
	社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護Ⅰ	講義	2	2	
	保育者論	講義	2	保育者論	講義	2	2	
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	発達心理学	講義	2	2	
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2	2	
	子どもの理解と援助	演習	1	幼児理解	演習	1	1	
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2	2	
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	演習	2	2	
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	教育課程総論	講義	2	2	
	保育内容総論	演習	1	保育内容 総論	演習	1	1	
	保育内容演習	演習	5	保育内容 健康	演習	1	1	
				保育内容 人間関係	演習	1	1	
				保育内容 環境	演習	1	1	
				保育内容 言葉	演習	1	1	
				保育内容 表現	演習	1	1	
	保育内容の理解と方法	演習	4	子どもと音楽表現Ⅰ	演習	1	1	
				子どもと造形表現Ⅰ	演習	1	1	
				子どもと体育表現Ⅰ	演習	1	1	
				子どもと音楽表現Ⅱ	演習	1	1	1科目
				子どもと造形表現Ⅱ	演習	1	1	1単位
				子どもと体育表現Ⅱ	演習	1	1	選択必修
	乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児保育Ⅰ	講義	2	2	
	乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育Ⅱ	演習	1	1	
	子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1	1	
	障害児保育	演習	2	特別の支援を必要とする子どもの理解と実際Ⅰ	演習	1	1	
				特別の支援を必要とする子どもの理解と実際Ⅱ	演習	1	1	
	社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護Ⅱ	演習	1	1	
	子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1	1	
保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育所実習Ⅰ	実習	2	2	
				施設実習Ⅰ	実習	2	2	
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導ⅠA(保育所)	演習	1	1	
				保育実習指導ⅠB(施設)	演習	1	1	
総合演習	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習(保・幼・小)	演習	2	2	
合計		51単位			50	3	53	
				53単位	(≥51単位)			

告示別表第2による教科目				本学における教科の開設状況等				備考
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科	授業形態	単位数		
						必修	選択	計
保育の本質・目的に関する科目								
保育の対象の理解に関する科目			15 単位以上	子どもと健康	講義	2	2	6 単位以上 選択必修
				子どもと人間関係	講義	2	2	
				子どもと環境	講義	2	2	
				子どもと言葉	講義	2	2	
				保育・教育インターンシップ I	演習	1	1	
				保育・教育インターンシップ II	演習	1	1	
				教育相談概論	講義	2	2	
				教育方法論	講義	2	2	
				ゼミナール	演習	2	2	
				教育と ICT 活用	演習	2	2	
				子どもと音楽表現 III	演習	1	1	
保育の内容・方法に関する科目				子どもと造形表現 III	演習	1	1	1 科目 2 単位以上 選択必修
				子どもと体育表現 III	演習	1	1	
				児童文化財 I	演習	1	1	
				児童文化財 II	演習	1	1	
				保育実習 II 又は保育実習 III	実習	2	2	
				施設実習 II (児童館を含む)	実習	2	2	
				保育実習指導 II (保育所)	演習	1	1	1 科目 1 単位以上 選択必修
				保育実習指導 III (施設・児童館)	演習	1	1	
合計			18 単位以上			29	29	
				29 単位 (≥18 単位)				